



**勝手に動植物とそれらの製品
を携帯して入国すると、
NT\$3000元以上
の罰金を科されます。**

動植物防疫・検疫局BAPHIQ
基隆支局 Keelung Branch
新竹支局 Hsinchu Branch
台中支局 Taichung Branch
高雄支局 Kaohsiung Branch

Tel:886-2-23431401
Tel:886-2-24247363
Tel:886-3-3982663
Tel:886-4-22850198
Tel:886-7-8057790

台湾に入国前の14日以内において、伝染病発生国の牧場や畜産施設に立ち寄ったことがある者は、入国後、衣類の着替え、シャワー、並びに徹底消毒をおこなう必要があります。また、家畜飼育場に入国することは、入国して一週間後から可能です。

我が国の農業と畜産などの産業の安全を守るため、旅客は勝手に動植物とそれらの製品を携帯して入国しないでください。携帯が必要な者は事前に関連検疫規程を尋ねて、入国の時に誠実に税関あるいは本局に検疫を申告してください。自発的に申告しなくて発見されるとNT\$3,000元以上の罰金を科されます。

以下の物品を携帯すれば、検疫を申告しなければなりません

申告が必要な植物あるいは植物性生産品：

1. 生きている植物（例えば：植物の株、苗木、新鮮な切り花、切り枝など）、泥炭ゴケなどの栽培のメディアム。
2. 新鮮な野菜（例えば：チシャ、エンドウ、ナス、山芋、ニンニクの花茎、ニンニク、新鮮なキノコ類など）。
3. 植物の種（例えば：ネジレフサマメノキ、ソラマメ、アズキ、落花生、イチヨウ、香料用の種子或いは漢方薬の材料など）、球根（例えば：スイセン、ユリ、ヒヤシンスなど）。
4. その他の植物性生産品（例えば：新鮮薬用植物、新鮮な人参など）及び香辛料（例えば：肉桂、五香顆粒、唐辛子、シャロット、姜黄、レモンの葉、レモングラスなど）。
5. 材木（例えば：木のブロック、木の棒、木の板など）。

携帯禁止の植物性生産品：

新鮮な果実（例えば：アップル、桃、柑橘類、バナナ、マンゴスチン、ランブータン、スターアップル、ピンロウジ、栗など）、土壌。

申告が必要な動物あるいは動物性生産品：

1. 犬、猫、ウサギ（その他の生きている動物（昆虫を含む）は携帯禁止）。
2. 乾燥の動物性生産品（例えば：動物の角、骨、歯、爪とひづめ、動物の羽、動物の皮、動物の餌など）。
3. 動物のワクチン、動物の血清、動物由来の生物学的製剤など。

携帯禁止の動物性生産品：

1. 肉類（新鮮、調理済み、冷凍、冷蔵、乾燥などを含む）、未調理の卵（卵製品）。
2. 食肉加工品（真空包装のものを含む）：肉そぼろの卵巻き、ホットドッグ、ソーセージ、ハム、月餅、肉糰、臘肉（ラーロウ）、干し肉、肉ちまき、肉燕（福州ワンタン）皮、アヒルの砂囊（アヒルの胃）、チキンウィング、鶏の足など。
3. ツバメの巣（血液、羽、大便とその他の汚れ物が入り混じり物）。

以上の動植物とそれらの製品は携帯禁止の物の以外、すべて動植物の検疫証明を添付しなければなりません。検疫合格後、荷揚げされることができません。その他の法令は別に規定する場合、関係当局に問い合わせください。